

報告第5号

専決処分事項の報告について（愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。